

# 訪問看護ステーション健和会 運営規定

## 第1条(開設の主旨と目的)

社会医療法人健和会は、介護保険法に基づく訪問看護事業及び医療保険各法に基づく訪問看護事業を行う訪問看護ステーションを開設し、利用者の心身機能の維持・回復をはかるため、訪問看護サービスを提供し、可能な限り家庭で療養できるよう支援する。

## 第2条(運営方針)

訪問看護ステーションの運営にあたっては、以下の方針に添って行う。

- 1.利用者の QOL(生活の質)の確保を重視し、日常生活動作の維持回復をはかる。
- 2.利用者の心身の特性にあわせ、適切な訪問看護を提供する。
- 3.利用者の日常生活での維持性、及び自己決定を尊重する。
- 4.保健・医療・福祉に関わる情報を的確に把握し、必要な情報等を利用者に提供する。
- 5.介護支援専門員、保健・医療・福祉に関わる機関、及び他のサービス提供機関と十分な連携を図る。

## 第3条(職員の職種と定員及び業務内容)

訪問看護ステーションに勤務する職員の職種と定員は次の通りとする。

- 1.管理者(保健師または看護師) 1人  
管理者は、所属職員を指導管理するとともに、業務全般を統括し、自らも訪問看護を行う。
- 2.看護師等(保健師または看護師・准看護師) 4人以上  
看護師等は、訪問看護指示書ならびに訪問看護計画書に基づき、適切な訪問看護を行う。
- 3.前項に定める者のほか、必要に応じてその他の職員をおくものとする。

## 第4条(営業日および営業時間)

- 1.営業日は、以下の日を除き、すべてを営業日とする。  
日曜日、祭日、5/1、8/14～8/16、12/29～1/3
- 2.営業時間は、以下の通りとする。  
月曜日～金曜日:午前8時30分～午後5時  
土曜日:午前8時30分～午後0時15分

## 第5条(訪問看護の提供方法)

- 1.訪問看護は、利用者の申込と利用希望者の主治医が発行する訪問看護指示書の交付を受けて開始し、必要な期間継続する。
- 2.利用希望者に主治医がない場合は、すみやかに市町村介護保険担当に相談する等の対応をする。

## 第6条(訪問看護サービスの内容)

訪問看護のサービス内容は以下の通りとする。

- 1.症状観察
- 2.清拭、洗髪等の補正の援助
- 3.体位交換
- 4.褥創の予防と処置
- 5.リハビリテーション
- 6.食事、排泄の援助
- 7.家族への介護指導
- 8.各種装着医療機器の使用・管理等への援助
- 9.公的サービス、介護用品の紹介
- 10.ターミナルケアの実施
- 11.主治医指示の医療処置実施
- 12.その他必要な各種看護援助

## 第7条(通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は、飯田下伊那地域全域とする。

## 第8条(守秘義務)

- 1.事業者および管理者、訪問看護師は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしてはならない。また、この守秘義務は当事業所を離職した後も遵守しなければならない。
- 2.利用者及び家族等から得られた情報は、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、個人情報を用いてはならない。

## 第9条(緊急時における対処方法)

現に訪問看護を行っているときに、利用者の症状に急変等が発生した場合には、速やかに主治医、管理者に連絡を行い指示を受けるとともに、状況によっては救急車の手配を行うなど必要な措置を講じる。

## 第10条(利用料に関する事項)

- 1.基本利用料は以下のとおりとする。
  - 介護保険利用者:介護報酬の告示上の額とする。
  - 医療保険利用者:診療報酬の告示上の額とする。
- 2.その他の利用料
  - (1)介護保険利用者は下記のとおりである。
    - ①夜間(午後6時～午後10時) 早朝(午前6時～午前8時) 深夜(午後10時～午前6時)に訪問看護を行った場合の基本料金への加算、計画的訪問以外の「緊急時訪問看護」の場合、死亡された場合のターミナルケア加算、厚生労働大臣が定める状態にある方で特別な看護管理を要する場合の算定は、介護保険における介護報酬の告示上の加算とする。
    - ②交通費は飯田下伊那地域にお住まいの方に料金はかかりません。
    - ③利用者より死後の処置の依頼があった場合は、1回につき10,000円を徴収する。
    - ④介護保険適応の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者に支払われない場合があり、その場合は一旦介護保険適応外の場合の料金を頂き、サービス提供証明書を発行する。利用者は、サービス提供証明書を市町村の窓口へ提出すると、差額の払い戻しを受けることができる。
    - (2)医療保険利用者は下記のとおりである。
      - ①訪問看護が2時間を越えた場合には、30分ごとに500円を加算する。
      - ②休日及び営業時間以外の場合は、1回につき1,000円を加算する。
      - ③訪問看護に必要な交通費は徴収しない。ただし、何らかの事情で電車・バス、タクシーを利用せざるを得ない場合は実費を徴収する。
      - ④利用者より死後の処置の依頼があった場合は、1回につき10,000円を徴収する。
      - ⑤日常生活用品等の物品を提供した場合は実費を徴収する。
  - 3.基本利用を除く利用料についての支払いが困難な場合は、利用者との相談により、減額または免除することができる。

## 第11条(相談、苦情・要望等に関する事項)

利用者からの相談・苦情・要望等に応じるため、苦情処理担当者をおき適切な対応をする。また、各市町村の介護保険苦情ホム談係り、長野県国民健康保険団体連合会苦情相談担当者等と連絡をとり、適切な対応を行う。

## 第12条(虐待防止に関する事項)

- 1.事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
  - (1)虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
  - (2)利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
  - (3)その他虐待防止のために必要な措置

- 2.事業所は、サービス提供中に、当該事業所従事者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第13条(ハラスメント防止に関する事項)

事業所は、ハラスメントにより職場環境が害されることのないよう次の措置を講ずるものとする。

- (1)法人内にハラスメント対策委員会を設置
- (2)ハラスメント相談窓口の設置
- (3)ハラスメントを防止するための従業者に対する研修の実施
- (4)ハラスメント対応マニュアルの整備

#### 第14条(その他)

- 1.この運営規定以外の運用について必要な事項は、理事会の承認を得てこれを定める。
- 2.運営規定の改廃は理事会がこれを定める。

#### 付 則

この規定は2002年7月1日から施行する。

この規定は2008年2月1日から施行する。

この規定は2014年4月1日から施行する。

この規定は2021年4月1日から施行する。